

(趣旨)

第1条 この申合せは、研究活動における不正行為に関する本調査（以下「本調査」という。）について、必要な事項を定める。

(本調査)

第2条 倫理審査委員会は、同志社大学における違反行為等への対応に関する規程（以下「規程」という。）第13条に基づき、本調査の開始を決定した場合は、専門調査委員会を設置し本調査を行わなければならない。

(委員の構成)

第3条 規程第14条第2項及び第3項に基づき委嘱する委員（以下「専門調査委員」という。）は、申立人等及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者3名以上とし、その過半数は、学外の有識者としなければならない。

(本調査の通知及び専門調査委員に関する異議申立て)

第4条 倫理審査委員会は、本調査に際して、専門調査委員の氏名及び所属を申立人及び調査対象者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた申立人又は調査対象者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、倫理審査委員会に対して専門調査委員に関する異議を申立てることができる。

3 倫理審査委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る専門調査委員を交代させるとともに、その旨を申立人及び調査対象者に通知しなければならない。

4 前項の通知に対する異議申立てについては、第2項の規定を準用する。

(本調査の実施)

第5条 専門調査委員会は、倫理審査委員会が本調査の実施を決定した日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 専門調査委員会は、申立人等による申立て及び情報提供において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。なお、規程第15条は、本申合せによる本調査には適用しないものとする。

3 専門調査委員会は、調査対象者に弁明の機会を与えなければならない。なお、規程第16条は、本申合せによる本調査には適用しないものとする。

(認定の手續)

第6条 専門調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを認定する。

2 専門調査委員会は、不正行為と認定した場合は、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項について認定するものとする。

3 専門調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定された場合において、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うにあたっては、申立人に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

第7条 専門調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 専門調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 専門調査委員会は、調査対象者の弁明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第8条 専門調査委員会は、調査結果を倫理審査委員会に報告するものとする。

2 倫理審査委員会委員長は、専門調査委員会の調査結果について学長に報告するものとする。

3 学長は、調査結果を申立人及び調査対象者等に通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関等に報告するものとする。

(不服申立て)

第9条 第6条第2項に基づき、研究活動における不正行為が認定された調査対象者は、前条第3項による通知を受けた日から起算して14日以内に、専門調査委員会に対して不服申立てをすることができる。

2 第6条第3項に基づき、申立てが悪意に基づくものと認定された申立人は、前条第3項による通知を受けた日から起算して14日以内に、専門調査委員会に対して不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての妥当性及び再調査を開始するか否かの審議は、専門調査委員会が行う。

(再調査)

第10条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、専門調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求める。

2 専門調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに倫理審査委員会に報告するものとする。

3 倫理審査委員会委員長は、前項の決定を学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告に基づき、速やかに再調査の結果を申立人及び調査対象者等に通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関等に報告する。

(本調査結果に基づく決定)

第11条 倫理審査委員会は、不正行為の認定又は不正行為の不存在の認定が確定した後、速やかに規程第17条第1項の規定に基づき、本調査結果に基づく決定をするものとする。

2 申立人又は調査対象者は、前項の決定に対して、不正行為の有無を理由とした異議申立てをすることはできない。

(調査結果の公表)

第12条 学長は、研究活動における不正行為の認定が確定した場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動における不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動における不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含むものとする。

(事務)

第13条 この申合せに関する事務は、倫理審査室事務室が取り扱う。

(改廃)

第14条 この申合せの改廃は、倫理審査委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この申合せは、2017年4月1日から施行する。